

特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する告示案に係る意見募集に対して提出された意見及び総務省の考え方

■意見募集期間：令和7年3月8日（土）～同年4月7日（月）

■意見提出件数：計1件（法人1件）

■意見提出者一覧

・株式会社NTTドコモ

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
本案に対する賛同のご意見			
1	・携帯電話用無線設備の試験方法については、適切に変更されたものであるため改正案について賛同します。 ・ミリ波帯の携帯電話システムの陸上移動局においては、占有周波数帯幅を測定する際に、掃引周波数幅を「占有周波数帯幅の許容値の2倍から3.5倍」で測定した場合、測定器の検知限界の影響により占有周波数帯幅の許容値を超えて測定される場合があります。そのため、国際標準化動向に合わせ、掃引周波数幅の範囲を、「占有周波数帯幅の許容値の1.3倍から3.5倍」に変更することを希望します。 【株式会社NTTドコモ】	本案に対する賛同のご意見として承ります。 ミリ波帯携帯電話システムの陸上移動局の特性試験の試験方法に関するご意見については、いただいたご意見を参考にし、今後検討を行ってまいります。	無